

していけいかくそくだんしえん していしょうがいじそくだんしえん じゅうようじこうせつめいしょ
指定計画相談支援・指定障害児相談支援 重要事項説明書

あなたに対する計画相談支援、障害児相談支援の提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次の通りです。

1. 事業者の概要

ほうじん めいしょう 法人の名称	とくていひえいりかつどうほうじん いえ 特定非営利活動法人みつばちの家
ほうじん しょざいち 法人の所在地	ぎふけん せきしえんぼどおり ちやうめ ばんち 岐阜県関市円保通1丁目7番地11
ほうじん でんわばんごう 法人の電話番号	0575-46-8145
ほうじん ばんごう 法人のFAX番号	どうじょう 同上
ほうじん だいはうしや 法人の代表者	りじちやう きわい もとみつ 理事長 澤井 基光
ほうじん せつりつねんがつび 法人の設立年月日	へいせい23ねん9がつ15にち 平成23年9月15日

2. 事業所の概要

じぎやうしょ めいしょう 事業所の名称	ちいきせいかつそうごうしえん せん たー 地域生活総合支援センターみつばち
じぎやうしょ しょざいち 事業所の所在地	ぎふけん せきししものほ 岐阜県関市下之保5105
じぎやうしょ でんわばんごう 事業所の電話番号	0575-49-3868
じぎやうしょ ばんごう 事業所のFAX番号	どうじょう 同上
じぎやうしょ 事業所のE-mail	mitubachisoudan@ccn.aitai.ne.jp
かんりしや 管理者	かんりしや もり ともこ 管理者 森 朋子
じぎやう もくてき うんえいほうしん 事業の目的・運営方針	<p>1. 計画相談支援及び障害児相談支援は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮するとともに、利用者又は障がい児の保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。</p> <p>2. 計画相談支援及び障害児相談支援は、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。</p> <p>3. 市町村及び多様な事業者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるとともに、自らその提供する計画相談支援及び障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。</p> <p>4. 関係法令等を遵守します。</p>

3. 事業所の職員体制

職種	人数	勤務形態
管理者	1人	常勤・兼務
相談支援専門員	3人	常勤

4. 職員の職務内容

職種	職務内容
管理者	<p>従業者の管理、計画相談支援及び障害児相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、従業者に関係法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</p>
相談支援専門員	<p>【基本相談支援】障がい者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市町村や障がい福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。</p> <p>【サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成】障がい福祉サービス等の支給決定等の申請に係るサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案を作成します。また、支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整を行い、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成を行います。</p> <p>【モニタリング】支給決定等の有効期間内において、利用者が継続して障がい福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画が適切であるかどうかにつき、見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整又は新たな支給決定等に係る申請の勧奨を行います。</p>

5. 事業所の営業日及び営業時間

営業日（サービス提供日）	<p>月曜日から金曜日までとします。</p> <p>ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除きます。</p>
営業時間（サービス提供時間）	<p>午前8時30分から午後5時30分までとします。</p>

6. 通常の事業の実施地域

<p>中濃圏域（関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御高町）</p>

※必要に応じて他の圏域も対応します。

7. 主たる対象者

特定しません

8. 計画相談支援及び障害児相談支援の提供方法及び内容

(1) サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成します。

【計画作成までの流れ】

利用者の日常生活全般を支援する観点から、利用者又は障がい児者の保護者等によるサービスの選択に資するよう、地域における指定障がい福祉サービス事業者、指定障がい児通所支援事業者、指定一般相談支援事業者に加え、地域住民による自発的な活動によるサービス等も含めて、そのサービスの内容、利用料等の情報を適正に提供します。

利用者及びその家族に面接して、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を確認し、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。

把握した課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案を作成し、利用者又は障がい児者の保護者等に交付します。

支給決定等が行われた後に、支給決定等の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、計画の原案の内容を説明するとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。

担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者又は障がい児者の保護者等の同意を得た上で、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画を完成し、利用者及び障がい児者の保護者等並びに福祉サービス等の担当者に交付します。

(2) サービス等利用計画・障害児支援利用計画のモニタリングを実施します。

<p>計画の実施状況の把握及び計画の変更等</p>	<p>利用者及びその家族、福祉サービス等の事業者との連絡を継続的に行いつつ、作成したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更、関係者との調整を行います。また、新たな支給決定等が必要であると認められる場合には、利用者又は障害児の保護者に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行います。</p>
---------------------------	--

9. 利用料金

<p>相談支援利用料</p>	<p>厚生労働大臣が定める基準額を支給決定市町村より代理受領します。なお、代理受領した利用料の額については、利用者に通知します。</p>
<p>交通費</p>	<p>利用者の希望により、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して計画相談支援又は障害児相談支援を提供した際には、その実費をいただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公共交通機関を利用した場合・公共交通機関の定める運賃 ● 事業者の自動車を使用した場合・移動距離 (km) × 37円

10. 利用料金の支払方法

交通費の支払いは、1ヶ月ごとに計算し、翌月10日までに請求しますので、所定の期日までに現金又は振込でお支払いください。

11. 事故発生時の対応

利用者の容態急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講じるほか、下記のご家族等へ速やかにご連絡いたします。

【主治医】

<p>医療機関名</p>	
<p>所在地</p>	
<p>電話番号</p>	
<p>主治医氏名</p>	

【緊急連絡先】

<p>氏名</p>	
<p>住所</p>	
<p>電話番号</p>	
<p>続柄</p>	

12. 苦情を受け付けるための窓口

【本事業所の苦情窓口】

窓口担当者	管理者 森 朋子
苦情解決責任者	管理者 森 朋子
受付日	月曜日から金曜日までとします。ただし、土日祝日、12月29日から1月3日までを除きます。
受付時間	午前8時30分から午後5時30分までとします。
電話番号	0575-49-3868
FAX番号	同上
E-mail	mitubachisoudan@ccn.aitai.ne.jp

【第三者委員】

受付窓口	地域生活総合支援センターみつばち
電話番号	0575-49-3868

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は岐阜県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

【岐阜県運営適正化委員会】

所在地	岐阜県岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館6階（岐阜県社会福祉協議会内）
受付日	月曜日から金曜日までとなります。ただし、土日祝日、年末年始は除きます。
受付時間	午前9時から午後4時までとなります。
電話番号	058-278-5136
FAX番号	058-278-5137

【お住まいの市町村の福祉課等にも相談できます】

13. 虐待の防止のための措置

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定 【虐待防止責任者】 管理者 森 朋子
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

14. サービスの提供の記録

本事業所では、計画相談支援及び障害児相談支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存しております。また、利用者及び障がい児者の保護者等が他の指定特定相談支援事業所の利用を希望する場合その他利用者からの申出があった場合には、直近のサービス等利用計画又は障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

令和 年 月 日

けいかくそうだんしえんまた しょうがいじそうだんしえん ていきょう りようしゃ たい けいやくしよおよ ほんしよめん もと
計画相談支援又は障害児相談支援の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基

いて、重要な事項の説明を行いました。

じぎようしゃ じよざいち ぎふけんせきしものほ
事業者 (所在地) 岐阜県関市下之保5105

めいしよ くとくいひえいりかつどうほうじん いえ
(名称) 特定非営利活動法人みつばちの家

ちいきせいかつそうごうしえんせんたー
地域生活総合支援センターみつばち

だいひようしゃ かんりしゃ もり ともこ いん
(代表者) 管理者 森 朋子 印

せつめいしゃ じぎようしよ ちいきせいかつそうごうしえんせんたー
説明者 (事業所) 地域生活総合支援センターみつばち

しよくしめい そうだんしえんせんもんいん いん
(職氏名) 相談支援専門員 印

わたし けいやくしよおよ ほんしよめん じぎようしゃ けいかくそうだんしえんまた しょうがいじそうだんしえん ていきょう
私は、契約書及び本書面により、事業者から計画相談支援又は障害児相談支援の提供にあ

たり、重要な事項の説明を受け、同意しました。

りようしゃ じゆうしよ
利用者 (住所)

しめい いん
(氏名) 印

せいねんこうけんにとう じゆうしよ
成年後見人等 (住所)

しめい いん
(氏名) 印

つづきがら
(続柄)